

## 第50回栗東市都市計画審議会の概要

1 開催日時 令和5年8月28日(月) 午後3時00分から午後4時40分まで

2 開催場所 栗東市役所4階3・4委員会室

3 出席者数 11名中10名

4 傍聴者 0名

5 案 件

**【審議事項】**

議案第1号 大津湖南都市計画 地区計画の決定について

**【協議事項】** 栗東市都市計画道路見直し方針について

**【報告事項】** 第四次栗東市道路整備プログラムについて

6 結 果

**【審議事項】**

議案第1号 大津湖南都市計画 地区計画の決定について  
原案通りと認める

・主な意見

(委員) 地区計画の運用基準に9m以上の幅員の道路に接していること、とありますが一方通行でも良いのですか。

(市) 問題ありません。

(委員) 調整池の排水はどちらに流れるのか。

(市) 東側の小さい調整池の排水は国道1号バイパスの側道の側溝に流れます、その後名神高速道路を横断して野洲川に流れます。西側の大きな調整池の排水は東側の湖南市の排水路を通して野洲川に入ります。また、流域自体は現在の山林の状態から変わっていません。

**【協議事項】** 栗東市都市計画道路見直し方針について

・主な意見

(委員) 今まで都市計画道路の法線がかかっていた土地の制限については、この方針で緩和されるのか。

(市) 今回の方針によって制限が緩和されるわけではありません。制限が無くなるのは都市計画道路の法線の変更や廃止について都市計画決定をした後になります。

(委員) 法線変更をすとなっているが、わざわざ農地を整理した場所の上を通る必要があるのか。

(市) 凶面が見にくく申し訳ありません、農地の上を通っている法線が現状であり、その法線を現道に合わせる方針となっています。

(委員) 見直し方針に素案と書いていますが、方針自体は前回23年に作ったものと変わらないと思います。素案と書く場所は廃止と変更路線についてだけで良いのではないか。

(市) 書き方についてはわかりやすいように整理させていただきます。

(委 員) 資料2-2の実現性の1番について、物理的等の制限がない場合は該当になると  
思いますが、評価の定義の文章がおかしくないですか。

(市) 書き方についてはわかりやすいように整理させていただきます。

(委 員) 見直しのタイミングは他市とも同じなのでしょうか、サイクルが決まっているの  
ですか。また、他市にまたがる路線はどうするのですか。

(市) 前回の計画策定から概ね10年で見直しとしており、各市で共通の時期になって  
いるわけではありません。しかし、平成19年に滋賀県が見直し方針の指針を出し  
たことをきっかけに各市で見直しが始まったという経緯があります。他市にまたが  
る道路については、廃止する際には両市で決定する必要があるため、その際に再度  
都市計画決定に向けた調整を行っていきます。

(会 長) 資料2-2の4-1に見直しに関して重視すべき事項があり、①には国道1号や  
8号による物理的な地域分断の解消とありますが、どういった意味で書いているの  
でしょうか。

(市) 国道1号や8号による物理的な地域分断の解消に寄与する道路を残していくため  
に記載しています。「国道1号や8号による物理的な地域分断の解消を重視する」と  
いう方針にしておく、見直し対象路線を評価する際に、1号線と8号線を繋ぐ道  
路は必要性の評価が高くなります。よって、そういった道路は、廃止ではなく整備  
していく必要がある路線として評価されます。

#### 【報告事項】 第四次栗東市道路整備プログラムについて

##### ・主な意見

(会 長) 評価をする路線は全てが都市計画道路になっていますが、その他の市道について  
はどう考えていますか。

(市) この計画については都市計画道路に限定しています。市道についてはこういった  
プログラムがあるわけではありませんが、地域の意見を聞きながら対応を進めてき  
ております。

(委 員) 野洲川幹線については昔から決定されている道路ですが、プログラム上では長期  
になっていることから、1号線に繋げるのは令和10年以降に整備するということ  
ですか。地元から聞かれた際にはそう答えたらよいのですか。

(市) 長期になっているのは同じ野洲川幹線でも8号線に繋がる部分です。1号線に繋  
がる野洲川幹線の部分は、現在滋賀県が整備を進めており、短期整備路線に上がっ  
ています。